



【煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。】

採取年月日	炉	ばいじん	いおう酸化物	いおう酸化物	窒素酸化物	塩化水素	湿り排ガス量	酸素濃度	水分	ダイオキシン類	
		g/m <sup>3</sup> N	ppm	K値	ppm	ppm	m <sup>3</sup> N/h	%	%	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	分析年月日
平成28年5月26日	2号	0.00062未満	5.8	0.025	90	2.3未満	26,000	13.7	17	0.047	平成28年6月30日
平成28年8月25日	2号	0.00037未満	3未満	0.01未満	97	55	20,000	8.8	25	0.250	平成28年9月30日
平成28年10月18日	1号	0.00040未満	3未満	0.011未満	100	36	19,000	9.5	19	0.018	平成28年11月18日
平成29年2月22日	1号	0.00038未満	3未満	0.010未満	95	27	17,000	9.1	14	0.014	平成29年3月13日

採取場所：煙突測定口

【冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去を行った年月日】

除去年月日	除去場所
平成28年4月4日	1号ろ過式集じん機
平成28年5月6日	2号ろ過式集じん機
平成28年6月3日	2号ろ過式集じん機
平成28年8月13日	2号ろ過式集じん機
平成28年8月15日	2号節炭器水管・煙道
平成28年8月26日	1号減温塔
平成28年10月6日	2号減温塔
平成28年10月4日	2号節炭器水管・煙道
平成28年11月15日	1号ろ過式集じん機
平成29年1月20日	1号節炭器水管・煙道
平成29年1月22日	1号ろ過式集じん機
平成29年1月29日	2号ろ過式集じん機
平成29年3月15日	2号ろ過式集じん機

【埋立処分開始前に別表第二の上欄に掲げる項目(以下「地下水等検査項目」という。)等について二以上の場所から採取された地下水について測定し、かつ、記録すること。】

検査項目	基準値 単位mg/L	検体採取場所 モニタリング井1(位置図1)	検体採取場所 B-1(位置図2)	検体採取場所 B-1(位置図2)	検体採取場所 B-2(位置図2)	検体採取場所 B-2(位置図2)
		採取年月日 平成16年5月28日	採取年月日 平成11年7月7日	採取年月日 平成11年11月2日	採取年月日 平成11年7月7日	採取年月日 平成11年11月2日
		結果の得られた年月日 平成16年6月11日	結果の得られた年月日	結果の得られた年月日	結果の得られた年月日	結果の得られた年月日
アルキル水銀	検出されないこと。	0.0005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
総水銀	0.0005以下	0.00005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
カドミウム	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
鉛	0.01以下	0.025	0.005未満	0.005未満	0.11	0.075
六価クロム	0.05以下	0.01未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
砒素	0.01以下	0.001未満	0.009	0.009	0.001未満	0.001未満
全シアン	検出されないこと。	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	0.0005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
トリクロロエチレン	0.03以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
ジクロロメタン	0.02以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
チウラム	0.006以下	0.0005未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満
シマジン	0.003以下	0.0002未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
チオベンカルブ	0.02以下	0.0002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
ベンゼン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
セレン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
電気伝導率 $\mu$ S/cm	—	400	76mS/m	110mS/m	63mS/m	66mS/m
塩化物イオン	—	14	110	170	110	140

【埋立処分開始後、二以上の場所から採取された地下水検査項目等について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。】

検査項目	基準値 単位mg/L	検体採取場所 大俣モニタリング井1	検体採取場所 大俣モニタリング井2	検体採取場所 大俣モニタリング井1	検体採取場所 大俣モニタリング井2
		採取年月日 平成28年5月19日	採取年月日 平成28年5月19日	採取年月日 平成28年11月17日	採取年月日 平成28年11月17日
		結果の得られた年月日 平成28年6月3日	結果の得られた年月日 平成28年6月3日	結果の得られた年月日 平成28年12月2日	結果の得られた年月日 平成28年12月2日
アルキル水銀	検出されないこと。	不検出	不検出	不検出	不検出
総水銀	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
カドミウム	0.01以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
鉛	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
六価クロム	0.05以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
砒素	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
全シアン	検出されないこと。	不検出	不検出	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	不検出	不検出	不検出	不検出
トリクロロエチレン	0.03以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
ジクロロメタン	0.02以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
チウラム	0.006以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
シマジン	0.003以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
チオベンカルブ	0.02以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
ベンゼン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
セレン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
1,4-ジオキサン	0.05以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満
塩化ビニルモノマー	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満

【埋立処分開始後、二以上の場所から採取された地下水の電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。】

検体採取年月日	結果の得られた年月日	検体採取場所：モニタリング井1		検体採取場所：モニタリング井2	
		電気伝導率 単位mS/m	塩化物イオン 単位mg/L	電気伝導率 単位mS/m	塩化物イオン 単位mg/L
平成28年4月28日	平成28年5月10日	2.6	2.4	50	20
平成28年5月19日	平成28年6月3日	2.2	0.8	51	20
平成28年6月16日	平成28年6月23日	3.0	0.8	47	21
平成28年7月21日	平成28年7月27日	15	8.9	42	20
平成28年8月18日	平成28年8月29日	9.1	3.9	41	21
平成28年9月15日	平成28年9月23日	6	3.8	41	20
平成28年10月20日	平成28年10月31日	1.7	0.3	41	20
平成28年11月17日	平成28年12月2日	1.6	0.2	42	20
平成28年12月15日	平成28年12月21日	2.2	0.6	47	13
平成29年1月19日	平成29年1月30日	2.2	0.7	51	17
平成29年2月16日	平成29年2月27日	3	0.8	58	21
平成29年3月16日	平成29年3月22日	55	110	62	20

【放流水の水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質及び窒素含有量（別表第一の備考4に規定する場合に限る。）について、一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。】

検体採取年月日	結果の得られた年月日	検体採取場所： 放流ピット				
		水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素 要求量(単位 mg/L)	化学的酸素要 求量(単位 mg/L)	浮遊物質(単 位mg/L)	窒素含有量(単 位mg/L)
		許容限度 単位mg/L	許容限度 単位mg/L	許容限度 単位mg/L	許容限度 単位mg/L	許容限度 単位mg/L
		海域以外5.8~8.6	160(日間平均120)	160(日間平均120)	200(日間平均150)	120(日間平均60)
平成28年4月28日	平成28年5月10日	6.8	1.4	5.8	1未満	14
平成28年5月19日	平成28年6月3日	7.4	1.2	2.5	1未満	9
平成28年6月16日	平成28年6月23日	6.6	1.1	4.9	1未満	14
平成28年7月21日	平成28年7月27日	6.9	1.2	7.7	1未満	13
平成28年8月18日	平成28年8月29日	7.6	1.0未満	4.7	1未満	17
平成28年9月15日	平成28年9月23日	7.4	1.6	7.9	1未満	17
平成28年10月20日	平成28年10月31日	7.1	1.0未満	6.3	1未満	15
平成28年11月17日	平成28年12月2日	6.9	1.2	3.3	1未満	8
平成28年12月15日	平成28年12月21日	7.3	1.1	5.3	1未満	14
平成29年1月19日	平成29年1月30日	7.2	1.3	5.7	1未満	15
平成29年2月16日	平成29年2月27日	7.0	1.7	8.7	1未満	14
平成29年3月16日	平成29年3月22日	6.7	1.0未満	6.7	1未満	14

(別表第一の備考4に規定する場合に限る。)

4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

【浸出液処理設備の放流水の排水基準等に係る項目((2)に規定する項目を除く。)について、一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。】

検査項目	許容限度 単位mg/L	検体採取場所 大俣放流ピット	検体採取場所 大俣放流ピット
		採取年月日 平成28年5月19日	採取年月日 平成28年11月17日
		結果の得られた年月日 平成28年6月3日	結果の得られた年月日 平成28年12月2日
カドミウム及びその化合物	0.1以下	0.001未満	0.001未満
シアン化合物	1以下	0.05未満	0.05未満
有機燐化合物(パラチオン、メチル パラチオン、メチルジメトン及びEP Nに限る。)	1以下	0.01未満	0.01未満
鉛及びその化合物	0.1以下	0.005未満	0.005未満
六価クロム化合物	0.5以下	0.02未満	0.02未満
砒素及びその化合物	0.1以下	0.005未満	0.005未満
水銀及びアルキル水銀その他の水 銀化合物	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.0005未満	0.0005未満
トリクロロエチレン	0.3以下	0.002未満	0.002未満
テトラクロロエチレン	0.1以下	0.002未満	0.002未満
ジクロロメタン	0.2以下	0.002未満	0.002未満
四塩化炭素	0.02以下	0.002未満	0.002未満
1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.002未満	0.002未満
1,1-ジクロロエチレン	1以下	0.002未満	0.002未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.002未満	0.002未満
1,1,1-トリクロロエタン	3以下	0.002未満	0.002未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.002未満	0.002未満
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.002未満	0.002未満
チウラム	0.06以下	0.005未満	0.005未満
シマジン	0.03以下	0.002未満	0.002未満
チオベンカルブ	0.2以下	0.002未満	0.002未満
ベンゼン	0.1以下	0.002未満	0.002未満
セレン及びその化合物	0.1以下	0.01未満	0.01未満
ほう素及びその化合物	50以下	0.33	0.41
ふつ素及びその化合物	15以下	0.2未満	0.2未満
1,4-ジオキサン	0.5以下	0.05未満	0.05未満
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200以下	7.3	6.8
ルマルヘキサン抽出物質 鉱油	5以下	1.0未満	1.0未満
ルマルヘキサン抽出物質 動植物油脂類	30以下	1.0未満	1.0未満
フェノール類	5以下	0.5未満	0.5未満
銅	3以下	0.05未満	0.05未満
亜鉛	2以下	0.03	0.02
溶解性鉄	10以下	0.1未満	0.1未満
溶解性マンガン	10以下	0.02未満	0.02未満
クロム	2以下	0.02未満	0.02未満



【埋立処分開始後に、一年に一回以上二以上の場所から採取された当該地下水のダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。】

採取年月日	結果の得られた年月日	基準値 単位ピコg/L	検体採取場所	
			モニタリング井1	モニタリング井2
平成28年6月27日	平成28年7月26日	1以下	0.054	0.051

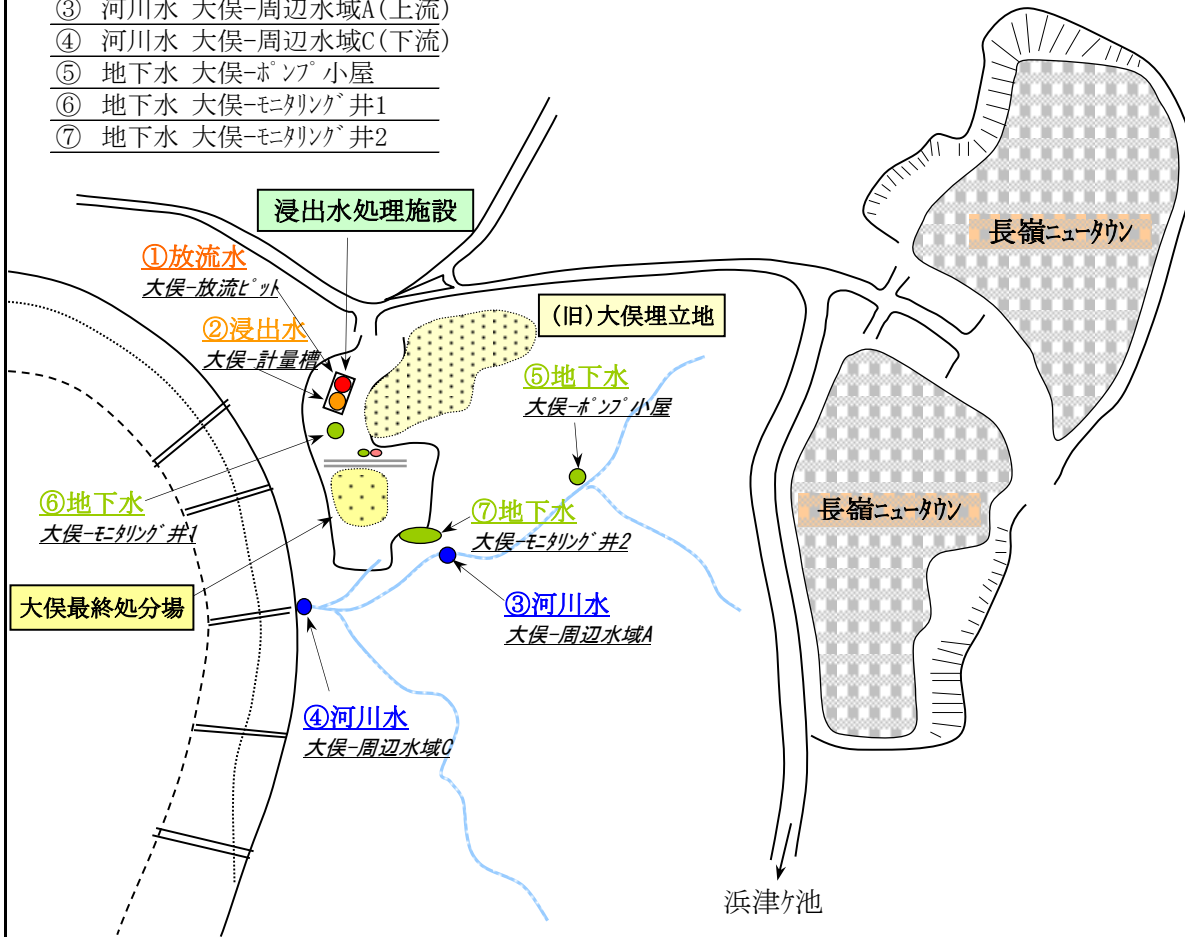
【浸出液処理設備の放流水のダイオキシン類に係る水質検査を一年に一回以上行い、かつ、記録すること。】

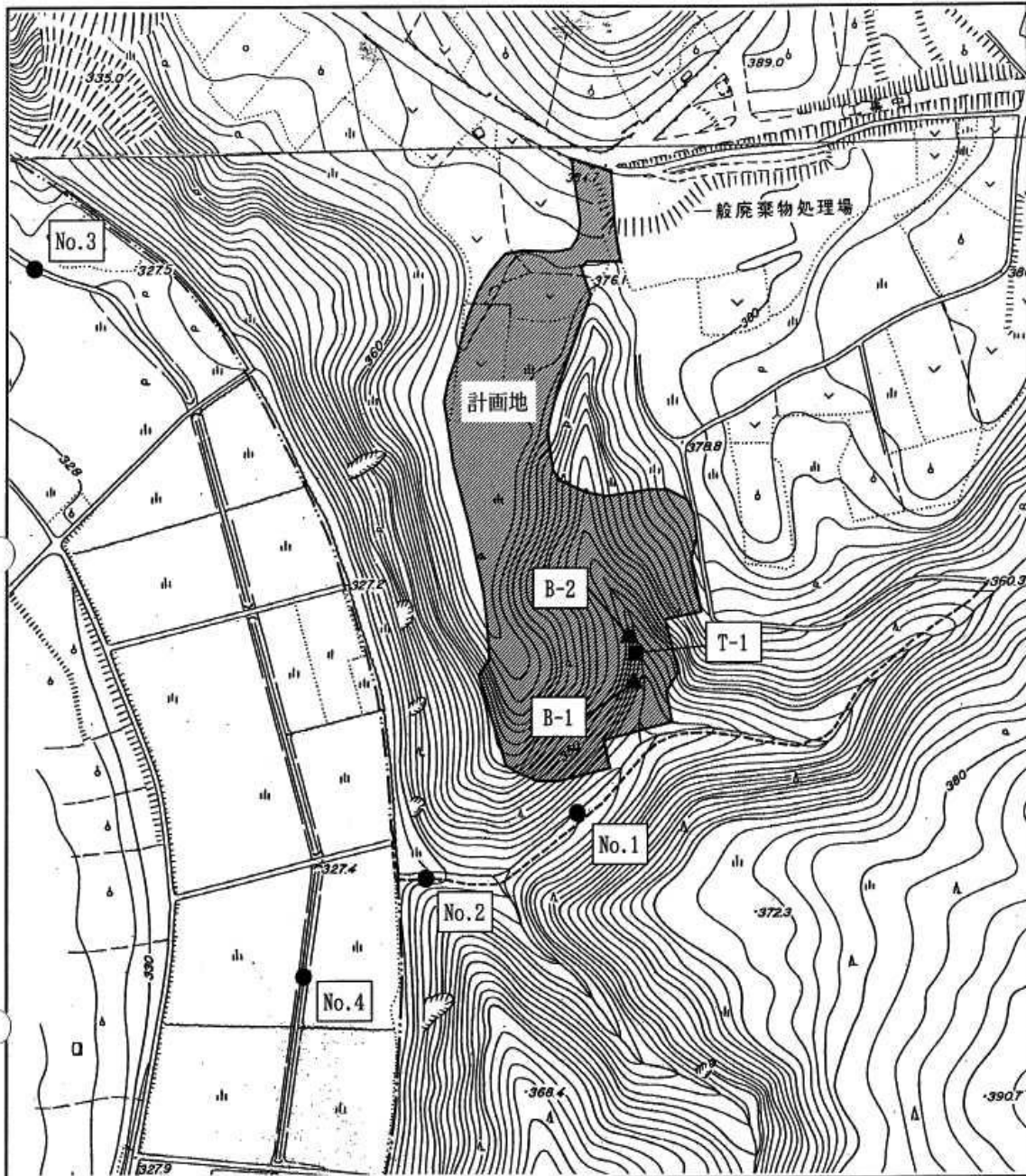
採取年月日	結果の得られた年月日	検体採取場所	基準値 単位ピコg/L	結果 単位ピコg/L
平成28年6月27日	平成28年7月26日	放流ピット	10以下	0.0000

# 水質検査試料採取場所

## 大俣最終処分場

- ① 放流水 大俣-放流ピット
- ② 浸出水 大俣-計量槽
- ③ 河川水 大俣-周辺水域A(上流)
- ④ 河川水 大俣-周辺水域C(下流)
- ⑤ 地下水 大俣-ポンプ小屋
- ⑥ 地下水 大俣-モニタリング井1
- ⑦ 地下水 大俣-モニタリング井2





凡例





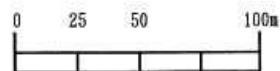
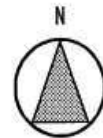
-  計画地
-  水質調査地点(No.1 ~ No.4)
-  地下水調査地点(B-1, B-2)
-  沈降試験用土壌採取地点(T-1)

図3-2-3 現地調査地点位置図

縮尺 1 : 2,500



【残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。】

測定年月日	残余容量 m3
平成29年3月23日	63,442











【浸出液処理設備に保有水等集排水設備により集められた保有水等を流入させるために設ける導水管又は当該浸出液処理設備の配管(以下「導水管等」という。)の凍結による損壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置が講じられていること】

・当該点検を行つた年月日及びその結果

・点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異常が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該必要な措置の内容

点検年月日	結果	措置を講じた年月日	措置内容

※当該部分は、凍結による損壊のおそれないため防凍のための措置なし。

【地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。】

・当該措置を講じた年月日及び当該措置の内容

措置を講じた年月日	措置内容

【燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。】

【集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。】

【煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。】

連続測定結果については、事業所での閲覧とします。